

四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四街道市子ども医療費の助成に関する条例（平成23年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「負担に対する助成を行う」を「医療費の全部又は一部を助成する」に改める。

第2条第1号中「15歳に達した日以後」を「18歳に達する日以後の」に改め、同条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、同条第3号中「規則で定める社会保険及び国民健康保険に関する法令（以下「医療保険各法」という。）の規定による医療に関する給付をいう。」を「医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第2号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 医療保険各法

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

第2条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 児童等 子どものうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

(3) 高校生等 子どものうち、児童等を除いたものをいう。

第3条第1項第1号中「保護者」の次に「。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。」を加え、同条第2項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する子どもの保護者は助成対象者」を「助成対象者の子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、対象」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されているとき。

(3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設及び通所により利用する施設を除く。）に同法その他の法令に基づく措置によって入所しているとき。

(4) 国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所に

より利用する施設を除き、当該施設に児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している児童（以下「利用契約入所児童」という。）がいる場合は、当該利用契約入所児童を除く。）に入所しているとき。

- (5) 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしているものであるとき。

第4条中「入院及び通院」を「入院、通院及び調剤」に改める。

第5条の見出しを「（児童等に係る医療費の助成の額）」に改める。

第5条第1項中「子ども」を「児童等」に改める。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（高校生等に係る医療費の助成の額）

第6条 市長は、高校生等の疾病又は負傷による医療費について、次に掲げる額を助成する。ただし、各号の規定により算出した額が別表に定める自己負担基準額に満たないときは、この限りでない。

(1) 保険給付を受けた場合における一部負担金から別表に定める自己負担基準額を控除した額

(2) 自己負担金の額から別表に定める自己負担基準額を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、医療費として助成する額は、医療保険各法の規定に基づく規則等により、附加給付がある場合は、前項各号に掲げる額からその給付の額を控除するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、同一の月に一保険医療機関で受けた保険給付が入院10日又は通院5日を超えた場合は、自己負担基準額の支払を要しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条）

階層区分	世帯区分	入院1日及び通院1回当たりの自己負担基準額（円）	調剤1回当たりの自己負担基準額（円）
A	市町村民税非課税世帯	0	0
B	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税される世帯であるもの	0	0
C	市町村民税所得割課税世帯	300	0

備考

- 1 世帯区分は、毎年7月1日時点の市町村民税の課税状況で認定する。
- 2 自己負担額は、自己負担基準額に入院日数又は通院回数を乗じて得た額とする。
- 3 1日に入院及び通院が重複する場合は、それぞれ1日又は1回として自己負担額を算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四街道市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に子どもが受けた医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。